

もしもの時に
備えて安心!

終活情報を登録して、
あなたと大切な人の安心につなげましょう。

登録・相談
無料

藤沢市情報登録事業

病気や事故などにより意思表示ができなくなったときや、お亡くなりになったときなどの「もしもの時」に備え、あらかじめ藤沢市に終活に関する情報を登録しておくことで、ご本人に代わって市が、**警察・医療機関・消防・福祉事務所等の関係機関およびご本人が指定した方からの照会に対し**、登録情報をお伝える事業です。

登録から開示までの流れ ※照会なしに市が連絡したり、照会者の依頼で他の支援をするものではありません。

1 情報の登録



「もしもの時」に開示してほしい情報を藤沢市に登録します

2 お亡くなりになった時 や意思表示ができなくな った時



病気や事故などで、ご本人の意思確認ができない時

3 情報開示の請求

警察・医療機関・消防・福祉事務所等の関係機関およびご本人が指定した方から情報開示の請求



4 情報の開示



藤沢市役所
登録情報を確認し、ご本人に代わって開示します

登録できる情報

- ① 本人の氏名、本籍、住所、生年月日
- ② 緊急連絡先
- ③ かかりつけ医、アレルギー等
- ④ エンディングノートの有無、保管場所
- ⑤ 葬儀や遺品整理の生前契約先
- ⑥ お墓の場所
- ⑦ 遺言書の有無、保管場所
- ⑧ 死亡時の登録情報通知先

対象となる方

- 本市に住所を有する65歳以上の単身世帯またはこれに準ずる世帯の者
- その他市長が特に必要と認める者



登録申請できる方

- 対象者ご本人
※対象者ご本人が、障がいや認知症等により明らかに申請出来ない場合に限り、成年後見人等が申請できます。

藤沢市「情報登録証」 登録番号[]

もしもの時、私の情報は藤沢市に登録してるキュン!!

市の問い合わせ先: 藤沢市 地域福祉推進課
電話: 0466-50-3533

※この登録証を保持する方に緊急事態が発生した時はご連絡ください。

登録カードを
交付します!

登録申請

- 本人申請の場合
藤沢市情報登録事業申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカードの表面、介護保険被保険者証等)と一緒に窓口に提出してください。
- 成年後見人等申請の場合
本人申請の場合の書類に加え、申請者の本人確認書類の写しと成年後見の審判所の写しを窓口に提出してください。

お問い合わせ・申請先

藤沢市 地域福祉推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1(藤沢市役所 本庁舎2階)

☎ 0466-50-3533(直通)

FAX 0466-50-8415

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

